

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

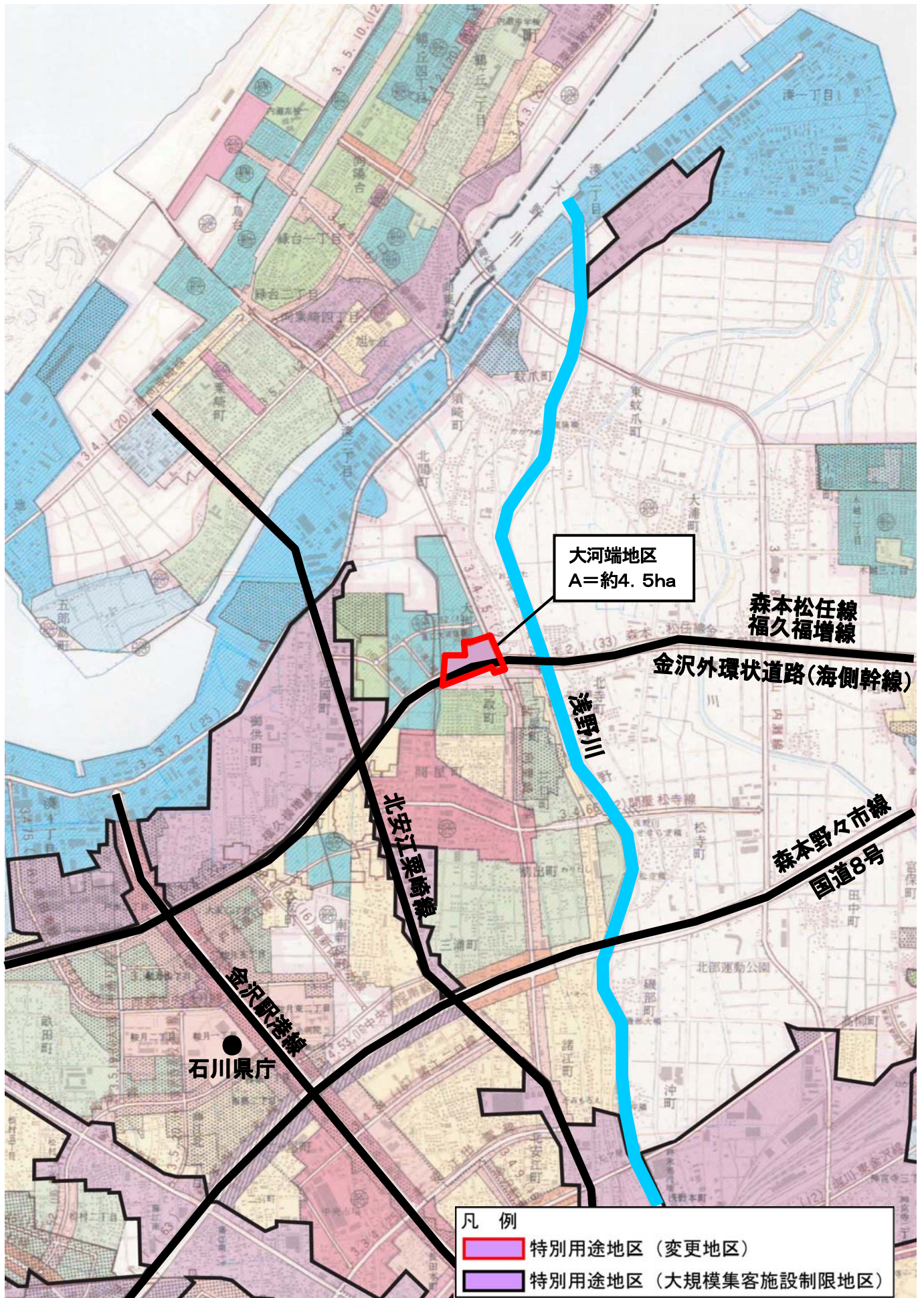
朱書きは変更前

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	(1, 354) ha 約 1, 358 ha	建築制限の概要 ・大規模集客施設 (床面積合計が1万平方メートルを超えるもの)

理由

金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成19年5月28日）による中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するため、既に第1, 3種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」が指定されている。

今回、大河端地区の用途地域の変更により、準工業地域を指定する地区について、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定をする。



特別用途地区
(大規模集客施設制限地区)

地区名	大河端地区
面積	4.5 ha

凡 例

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

